

令和6年10月21日

各役員・所属団体長・会員様

習志野市剣道連盟

会長 土橋 武士

剣道五・四段審査会の開催について

標記審査会を下記により実施致します。各団体にあつては会員に周知せられ手続きをお願いします。
なお、受審段位によって受付時間が異なりますのでご注意ください。

----- 記 -----

1. 期 日 令和6年12月1日（日） ※五・四段の開始式終了後の受付はいたしません。

【五段】 午前 8時50分～ 9時10分受付（時間厳守） 9時30分 開始予定

【四段】 午後12時30分～12時50分受付（原則） 13時00分 開始予定

（五段審査終了時間により変動有）

2. 場 所 千葉県武道館 千葉市稲毛区天台町323 当日連絡先 070-1345-8483

3. 受審資格

（1）前段取得 ア 四段は令和3年12月31日以前に三段を取得した者

イ 五段は令和2年12月31日以前に四段を取得した者

（2）年齢基準は審査当日とする。

4. 申 込

（1） 申込期日 令和6年11月15日（金） 必着（習志野締め切り）

（2） 申込先 〒274-0825 船橋市前原西 6-5-1-303

習志野市剣道連盟事務局 堀内宛（TEL：090-8107-1335）

（3） 様 式 各団体一括所定の申込書によること。

5. 審査料（習志野審査料）

●四段 10,000円 ●五段 12,000円（申込と同時に納入）

6. 審査科目

（1） 実技（面マスク 又は シールド のいずれかを着用してください）

（2） 日本剣道形（四・五段共太刀7本、小太刀3本）

（3） 学科（実技合格者のみ提出） 下記学科問題（各段位3問）の解答を指定の解答用紙にボールペン（黒）で記し 指定のサイズ（長3 縦235mm×横120の封筒に三つ折で入れて審査会場に持参のこと。

ア. それぞれ1行目に番号と問題を書き、次の行から解答を記入のこと。

イ. 受付にて受審番号を確認後、解答用紙に記入のこと。

ウ. 封筒にも受審番号と氏名をボールペンで記入のこと。

★ 学科特例措置 五段受審者（実技合格者のみ提出）社会体育指導員剣道初級の認定を受けた者は、当該認定をもって学科合格に 替えるものとするので、認定証のコピーを提出（上記指定の封筒に入れウ. に従う）すること。

7.その他

- (1) 申込書に段位別の通し番号を付けること。
- (2) 前段を旧姓で登録した者は、() で旧姓を記入すること。
- (3) 審査料については、申込みと同時に納入し、以後返金はしない。
- (4) 越境受審は認めませんので受付の際特に注意のこと。
- (5) 実技合格者で剣道形の受審をしない、または学科の提出の出来ない場合は 実技合格は取り消しになり最初からの受審になります。
- (6) 当日「保険証」を必ずお持ち下さい。 ※ 当日、合格者本人による仮登録を行います。つきましては、受審者に予めその旨を知らせ 登録料（五段 19, 000円 四段 13, 000円）と、書類記入のための筆記具（ボールペン）をご準備ください

< 学 科 問 題 >

～ 千葉県剣道連盟発刊「剣道学科（初段～五段）・審査の問題と解答例」より出題 ～

- 【五段】**
- 1 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修錬の心構えを書きなさい。
 - 2 気剣体の一致について述べなさい。
 - 3 止心について述べなさい。

- 【四段】**
- 1 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修錬の心構えを書きなさい。
 - 2 間合いについて書きなさい。
 - 3 剣道の四戒について説明しなさい。

※ 解答用紙 1 枚に記入しきれない場合は、同用紙の裏面を使用して下さい。